

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

本業務は入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所（関東地方整備局千葉国道事務所）において行う業務である。

令和8年6月9日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 首都国道事務所長

1. 業務概要

- (1) 業務名 R8首都国道用地調査点検等技術業務（その4）（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
- (2) 業務目的 本業務は、首都国道事務所における北千葉道路事業に必要な土地の取得及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の一部を実施するものである。
- (3) 業務の内容
本業務の内容は以下のとおりである。
なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者及び業務に従事する者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。
 - 1) 用地調査等の工程管理補助
 - 2) 調査書等の点検・調製確認
 - 3) 用地関係資料の作成
 - 4) 記録簿等の作成
 - 5) 現地確認調査
 - 6) 資料収集調査
- (4) 本業務の履行箇所
本業務の履行箇所は、以下のとおりである。
首都国道事務所管内
- (5) 技術提案に関する要件
競争参加資格確認申請書等を提出するもの（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は業務を実施するにあたって以下の視点から創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。
 - 1) 業務の実施方針に関する提案
競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。
 - 2) 本業務における技術提案
競争参加資格確認申請者は、下記について、本業務における留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。
本業務における留意点：物件調査成果の点検を行ううえでの留意点及び対応策について
- (6) 履行期間 令和8年8月上旬から令和9年3月31日まで
- (7) 成果物
成果物は以下のとおりとする。
 - 1) 立会報告書
 - 2) 点検報告書
 - 3) 点検・調製確認完了報告書
 - 4) 用地関係資料作成完了報告書
 - 5) 用地交渉記録簿

- 6) 打合せ協議簿
 - 7) 資料収集調査報告書
 - 8) 現地確認調査報告書
 - 9) 写真台帳
 - 10) 収集資料
 - 11) その他監督職員が指示したもの
- (8) 本業務は、業務計画等に関する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 1,000 万円を超える業務の場合に、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- (9) 本業務は予定価格が 1,000 万円を超える場合「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」を行う業務である。
- (10) 本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。
- (11) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定を受けている企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）（以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」又は「土地調査部門及び物件部門の両部門」の登録部門において登録を受けていること。
なお、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」又は「土地調査部門及び物件部門の両部門」の登録部門において登録を受けていない企業も申請書を提出することができるが、開札の時において、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」又は「土地調査部門及び物件部門の両部門」の登録部門において登録を受けていなければならない。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、入札意思、

入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。2) において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。2) において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記

- (1) 又は (2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- 1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある（※）者は、本業務の履行期間中、本業務の履行箇所に係る他の用地調査等業務の入札に参加してはならない。

また、本業務の履行期間に本業務の履行箇所に係る用地調査等業務の履行期間がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある（※）者は、本業務を受注することができない。

ただし、前記の他の用地調査等業務及び本業務の履行期間に、本業務の履行箇所に係る用地調査等業務の履行期間がある業務が、事業認定申請図書等作成業務など、本業務における権利者に対する適正な補償の確保に影響を与えない業務である場合にはこの限りではない。

※「資本面・人事面で関係がある」とは、次の①又は②に該当するものをいう。

- ①一方の会社等が他方の会社等の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ②一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- 2) 入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと(※)。
- ※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。
- ①会社法に基づく子会社等、親会社等の関係にないこと。
- ②入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
- (2) 中立公平性に関する要件の確認資料の提出
上記(1)における中立公平性に関する要件の確認資料を申請書の提出時に提出することとする。
- (3) 業務実施体制に関する要件
- 1) 競争参加資格確認申請者は、関東地方整備局管内に業務拠点(配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ。)を有するものであること。
- 2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- (4) 業務実績に関する要件
- 1) 競争参加資格確認申請者は、平成23年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領、関東地方整備局用地関係業務成績評定要領、地方整備局用地関係業務成績評定要領及び国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係を除く。)の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績が60点(本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。)未満の場合は実績として認めない。
- なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争(指名競争)参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。
- 業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(令和6年12月24日付け国不用第34号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術(補助)業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務及び環境省発注業務で中間貯蔵施設整備事業に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた事業を含む。)
- 2) 令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)の「補償関係コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。
- ただし、関東地方整備局発注業務(100万円を超える業務)の実績がない場合は、この限りではない。
- (5) 守秘性に関する要件
守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。
- (6) 技術力に関する要件
用地補償に関する社内研修を定期的実施している者であること又は用地補償に関する他機

関主催の研修に参加している者であること。

2-4. 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)、5)及び6)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者

イ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」又は「物件部門」に係る補償業務管理者

ロ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」又は「物件部門」において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

ハ 登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に掲げる「補償関連部門」、「総合補償部門」、「土地調査部門」又は「物件部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者(ただし、「総合補償部門」にあつては、補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者であつて、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務経験を有する者)

2) 配置予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定主任担当者は、平成23年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、関東地方整備局用地調査等請負業務成績評定要領、関東地方整備局用地関係業務成績評定要領、地方整備局用地関係業務成績評定要領及び国土交通省、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関係を除く。)の定める同様の成績評定要領に基づく業務成績が60点(本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない。)未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成23年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、発注者として従事した同種又は類似業務の経験、出向、派遣又は再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。)

①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める「補償関連部門」の補償業務(用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務、用地補償技術(補助)業務及び用地補償総合技術業務を含む。)

②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務(同種業務を除き、裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務を含む。)

また、上記の期間に、出産・育児等による休業期間(以下出産・育児等による休業)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

3) 令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く。)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点が60点以上であること。なお、職務上従事した立場は、主任担当者又は担当技術者とする。

ただし、関東地方整備局発注業務の実績(100万円を超える業務)がない場合は、この限りではない。

また、上記の期間に、出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。この場合においては、休業を取得したことを証明する書面を添付することとする。

4) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料の写しを添付すること。

申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定主任担当者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は申請書と同様の扱いとする。

5) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、令和8年6月9日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を（予定も含む）受けているが未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満の者であること。ただし、手持ち業務量とは主任担当者及び担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

令和8年6月9日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額については5億円未満を2.5億円未満に、件数については10件未満を5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件（令和8年6月9日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあつた場合には契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から③までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

①当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者

③手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

6) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

配置予定の業務に従事する者のうち、以下の要件を満たす者であること。ただし、競争参加資格確認時に所有資格等の確認は行わない。

1) 公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。）。

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

3) 本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係があること。

(3) 配置予定の業務に従事する者の資格等

配置予定の業務に従事する者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、競争参加資格確認時に所有資格等の確認は行わない。

1) 公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。）。

2) 配置予定の業務に従事する者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2-5. 申請書に関する事項

申請書において、内容が殆ど記載されていない、又は記載された内容が技術提案と判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格、及び申請書をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、本業務の予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査(試行)対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。
- 3) 予定価格が 200 万円を超え 1,000 万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合、落札価格が品質確保基準価格を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等(資料の作成、提出、提出資料に関する説明聴取等)を行うので、協力されたい。
なお、「品質確保基準価格」の算出方法は予算決算及び会計令第 85 条に基づく調査基準価格の算出方式を準用する。
- 4) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は 60 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

申請書の内容に応じ、下記のとおり評価を行い、技術評価点を与える。

- 3-1) 予定価格が 1,000 万円以下の業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

① 予定主任担当者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

④ 賃上げの実施に関する評価

⑤ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点}) + (\text{④に係る評価点}) + (\text{⑤に係る評価点})$$

3-2) 予定価格が 1,000 万円を超える業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤、⑥の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

①予定主任担当者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

⑤賃上げの実施に関する評価

⑥ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度) + (⑤に係る評価点) + (⑥に係る評価点)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局(入札説明書の交付場所、申請書の提出場所)

関東地方整備局 千葉国道事務所 経理課 契約係

電話 043-287-0313

電子メール: ktr-chiba-c@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和 8 年 6 月 9 日(火)から令和 8 年 7 月 24 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日電子入札システムの受付時間内(9 時 00 分から 17 時 00 分まで)。ただし、最終日は 16 時 00 分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼(受付期間は交付期間と同じ)を行うこと。

(3) 申請書の提出期限及び提出方法

提出期限: 令和 8 年 6 月 30 日(火) 15 時 00 分

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。詳細は入札説明書による。

(4) 申請書に関する書類審査の実施

書類審査では申請書に記載された内容の確認を行う。

(5) 競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果の通知は令和 8 年 7 月 15 日(水)までに電子入札システムで通知する。

(6) 入札及び開札の日時及び入札書の提出方法

提出方法: 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

入札日時: 電子入札システムによる場合の締め切りは令和 8 年 7 月 24 日(金) 16 時 00 分まで。

開札日時: 令和 8 年 7 月 27 日(月) 11 時 00 分

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (7) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、申請書における実施方針及び技術提案（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (8) 本入札の競争参加資格は、2.2-1.(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も4.(3)により申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、認定がされていない場合は、競争参加資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
- (9) 本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きの詳細は、『入札説明書補足－電子入札システム等によらない場合における各種資料等の提出方法一覧』による。
- (10) 詳細は入札説明書による。